

公示番号：19a00395

国名：タイ

担当部署：地球環境部 環境管理グループ 環境管理第一チーム

案件名：タイ国東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月10日から2019年11月30日まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月6日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務	評価分析に係る各種業務
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タイ国では、急速な経済発展や都市化により廃棄物の発生量が増加しており、適正な廃棄物管理の実現が深刻な課題となっている。タイにおける1人当たりの廃棄物発生量は、約1キロ/日を超えると推計されている（"What A Waste 2.0" 世界銀行（2018年）のデータを基に推計）ものの、そのうち未収集率は約23%にも上り（タイ国天然資源・環境省、2015年）、収集されない廃棄物は不適正に処理されていると考えられる。また、全国で約2,600カ所ある最終処分場のうち、オープンダンプの比率は約54%にのぼるとされており（世界銀行（2018年））、適切な維持管理が行われていない最終処分場からは、廃棄物が周辺に飛散している可能性も高い。加えて、リサイクル率も約19%に留まっており、プラスチック等の再資源化の推進が課題となっている。

このように、廃棄物発生量が急速に増加する中で、適切な廃棄物管理が実施されないことにより、タイ国の陸域から河川等を通じて海洋に流出する廃棄物は約100万トン/日と推計されており、このうちプラスチックごみは約28万トン/年にのぼるとされている。多くの文献で引用されている主要な論文（Jambeck, et al., 2015）では、海洋に流出しているプラスチックごみ量は、世界全体で少なくとも年間約800万トンにのぼると言われており、タイ国は中国やインドネシア等に続く主要排出国の一つ（第7位）と推計されている。

海洋プラスチックごみは、主に陸域で発生したプラスチックごみが不適正な処理によって沿岸部や海に流出することで発生しており、①生態系を含めた海洋環境の悪化、②船舶航行への障害、③観光・漁業への悪影響、④沿岸域居住環境の悪化等の被害が懸念されている。海洋に流出したプラスチックごみは、相当な長期にわたり分解されず蓄積し続けると考えられることから、世界全体による対策の推進が求められている。しかしながら、その流出経路・分布や海域における現存量及び海洋環境に与える影響等、解明されていない事実が多くあることから、効果的な対策の実施に向けては、現状把握に向けた科学的知見の蓄積及びそれを可能とする調査・研究体制の整備が重要な課題となっている。

かかる状況を背景に、タイ政府は我が国に対し、九州大学等の日本側研究機関との協力による地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクトの枠組みによる「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」（以下、本プロジェクト）の実施を我が国に要請した。本プロジェクトは、海洋プラスチックの現存量や発生源・経路等の調査及び生物による誤食や含有化学汚染物質等の環境影響評価に係る研究を相手国研究機関と共同で実施し、これら研究結果を踏まえた行動計画をタイ政府に提言することを通じ、タイ国内における海洋プラスチック問題の研究拠点を形成する

と共に、タイ政府による科学的根拠に基づいた海洋プラスチックごみ対策の立案を支援するものである。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトの事業対象地、計画枠組み、成果と主な活動案等について先方関係者と合意したうえで、具体的な実施体制、目標設定、活動内容等について確認・協議を行い、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うことを目的とする。

なお、環境社会配慮に関して、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年9月中旬）

- ① 要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 必要に応じ、相手国関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめる。
- ⑤ PDM（Project Design Matrix）案（和文・英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）、および事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年9月下旬～10月上旬）

- ① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア) タイの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) タイの案件関連分野（廃棄物セクター、特に海洋プラスチックごみ問題）における開発動向
 - ウ) タイの本プロジェクト関係機関であるチュラロンコン大学理学部海洋科学科、天然資源環境省（MONRE）等の組織体制、人員、予算等
 - エ) 当該関連分野に係る他ドナーの援助動向
 - オ) ジェンダー平等化の視点から留意すべき事項
 - カ) プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - キ) 社会実装に向けて連携すべき政府関連機関・民間企業等の動向
- ④ 調査団及びタイ側関係機関と協議のうえ、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）

- (英文・和文)、M/M(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑤ タイ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D(Record of Discussions)(案)(英文)の作成に協力する。
 - ⑥ 国内準備及び現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並びに相手国側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAタイ事務所、大使館等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2019年10月中旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当業務に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
 - (2) 収集資料一式
- 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田/羽田⇄バンコクの直行便を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2019年9月24日頃～10月6日頃を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査を開始する予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 研究総括(九州大学)
- ウ) 研究企画(JST※)
- エ) 研究調整(JST※)
- オ) 協力企画(JICA)
- カ) 評価分析(本コンサルタント)

※国立研究開発法人 科学技術振興機構

③便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が JICA ウェブサイトで公開されています。

「2019 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について」

https://www.jica.go.jp/press/2019/20190516_01.html

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密

に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上